

# 袖ヶ浦市における受動喫煙防止対策の基本方針

令和元年9月作成

## 目次

第1 初めに.....	1
1 背景.....	1
2 目的.....	1
3 定義.....	1
4 受動喫煙防止の必要性.....	2
(1) たばこの煙に含まれる有害物質.....	2
(2) 喫煙による健康影響（喫煙者本人）.....	2
(3) 受動喫煙による健康影響（周囲の人）.....	2
第2 改正法に基づく受動喫煙対策.....	3
1 受動喫煙対策の概要.....	3
2 特定屋外喫煙場所を設置する際の措置.....	4
第3 袖ヶ浦市における受動喫煙防止対策基本方針.....	5
1 受動喫煙対策の目指す姿.....	5
(1) 市の役割.....	5
(2) 市民等の取り組み.....	5
(3) 地域の取り組み.....	5
(4) 民間事業者の取り組み.....	5
2 市が設置・管理する施設の受動喫煙対策.....	6
(1) 改正法に加えて原則敷地内禁煙とする市が設置・管理する施設.....	6
(2) 特定屋外喫煙場所の設置の条件.....	6
第4 その他.....	7
1 実施時期.....	7
2 その他.....	7

## 第1 初めに

### 1 背景

受動喫煙とは、他人のたばこの煙（蒸気を含む）を吸ってしまうことを言います。

日本の受動喫煙による死亡者数は、平成27年度に年間約1万5千人であると国立がん研究センターのがん対策情報センターが推計しており、受動喫煙により脳卒中や肺がん等になるリスクが高くなることが科学的に明らかになっています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を迎えるにあたり、近年のオリンピック・パラリンピック開催都市では、会場屋内外を全面禁煙とする等、法律や条例で罰則を伴う受動喫煙防止対策を講じており、IOC（国際オリンピック委員会）が唱える受動喫煙防止の取組みは世界の潮流となっています。

これらのことに併せ、国では平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）等を公布し、望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法（以下「改正法」という。）を成立させ、対策を推進しています。

### 2 目的

本基本方針は、改正法に基づき市内の各施設等における望まない受動喫煙対策を進め、施設等管理者の取り組みを促進するとともに、市民等へ受動喫煙に関する情報や国及び地方公共団体の取り組みの周知を行い、自発的な受動喫煙対策の推進を促すことで、市民等の健康の保持増進を図り、快適で良好な環境づくりを推進することを目的とします。

### 3 定義

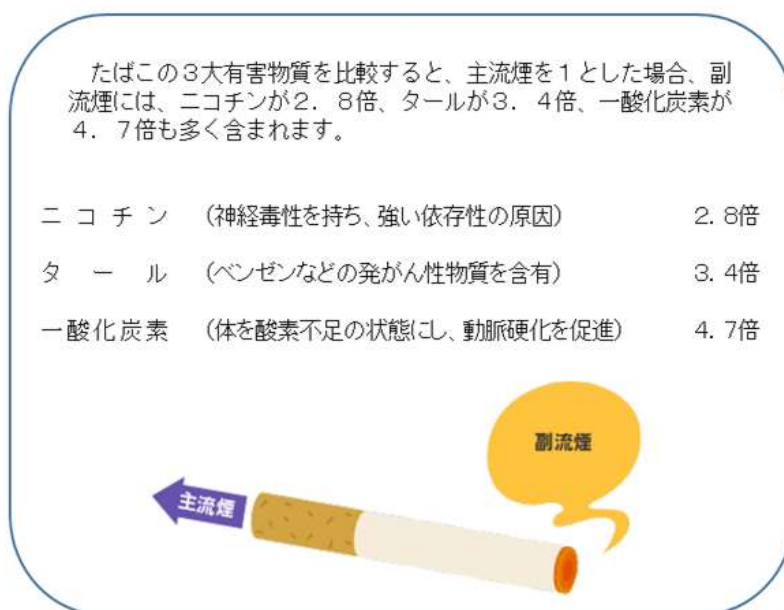
- (1) たばこ：たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ、または同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で喫煙用のもの。（紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこ等。）
- (2) 喫煙：人が吸入するため、たばこを燃焼させ、または加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させること。
- (3) 受動喫煙：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。
- (4) 第一種施設：多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定める施設、並びに、地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）のこと。
- (5) 第二種施設：多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。なお、「多数の者が利用する」とは、2人以上の者が同時に、または入れ替わり利用する施設を意味するもの。

#### 4 受動喫煙防止の必要性

##### (1) たばこの煙に含まれる有害物質

受動喫煙の原因となる「副流煙」には、発がん性物質やニコチン、一酸化炭素等の有害物質が「主流煙」の数倍も多く含まれます。

また、加熱式たばこは煙がほとんど出ず副流煙は存在しませんが、目に見えないエアロゾル（霧、ミスト）が呼出されます。このエアロゾルにも発がん性物質やニコチン等の有害物質が含まれることが判っています。



##### (2) 喫煙による健康影響（喫煙者本人）

喫煙は、様々ながん、脳卒中や虚血性心疾患等の循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の呼吸器疾患、糖尿病、女性ホルモンの分泌低下による生理不順や不妊など周産期の異常等の原因となり、日本人の疾病と死亡の最大の原因となっています。

##### (3) 受動喫煙による健康影響（周囲の人）

たばこは、受動喫煙等の短期間の少量曝露によっても健康影響をもたらします。

受動喫煙によるたばこの煙の健康影響として次のようなものが挙げられています。

##### 【たばこの煙による健康影響の例】

代表的な健康影響	妊婦、乳幼児への健康影響	子どもへの健康影響
肺がん・副鼻腔がんをはじめとする各種がん	乳幼児突然死症候群 (SIDS)	気管支炎・肺炎
心筋梗塞・脳梗塞	流産、早産	気管支喘息
慢性閉塞性肺疾患	低出生体重児	呼吸機能の低下
気管支喘息・急性肺炎	など	身体発育の低下
呼吸機能の低下		中耳炎
など		など

## 第2 改正法に基づく受動喫煙対策

### 1 受動喫煙対策の概要

改正法に基づく施設分類ごとの受動喫煙対策の概要は次の一覧表のようになり、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙となります。

#### 【改正法に基づく受動喫煙対策の概要一覧】

	改正法による 対策の概要	施設の分類
第一種施設	原則敷地内禁煙 ※ただし、施設等管理者がやむを得ないと判断したときは、屋外に特定屋外喫煙場所を設置可能。	【行政機関がその事務を処理するために使用する施設】 市役所、行政センター、消防署、公民館、図書館、総合教育センター など
		【学校、病院、児童福祉施設等】 小中学校、高等学校、幼稚園、保育園、病院、診療所、薬局、介護老人保健施設、あん摩・マッサージ等施術所、放課後児童クラブ など
第二種施設	原則屋内禁煙	【市が設置・管理する施設】 総合運動場、臨海スポーツセンター、袖ヶ浦バスターミナル、消防団詰所 など
		【民間の施設】 地区の集会場、飲食店、旅館、ホテル、理美容店、デパート、スーパー、パチンコ店、カラオケボックス など

※第二種施設の種類や特例措置等の詳細は、改正健康増進法や別冊の「民間施設における受動喫煙防止対策の手引き」等を参照ください。

## 2 特定屋外喫煙場所を設置する際の措置

特定屋外喫煙場所の設置にあつては、望まない受動喫煙を防ぐため次の（１）から（３）の全ての措置を講じます。

### （１）施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上等、喫煙のために立ち入る場合以外には、通常利用することのない場所を言います。

### （２）喫煙をすることができる場所が区画されていること。

パーテーション等を設けるか白線等で、区画した内側が喫煙場所であることが分かるように対策を講じます。

#### 【喫煙場所を区画する例】



### （３）喫煙することができる場所であることを記載した標識を掲示すること。

特定屋外喫煙場所がある施設等の管理者は、各施設の入口の目立つところ等、受動喫煙を望まない来場者にわかりやすい場所及び喫煙場所に、特定屋外喫煙場所がある旨の標識等を掲示します。

#### 【設置する標識の例】



### 第3 袖ヶ浦市における受動喫煙防止対策基本方針

たばこによる健康影響については前述のとおりであり、本基本方針では改正法に基づく受動喫煙対策に加えて実施する対策の基本方針を示し、市民等、地域、民間事業者、市が一体となって受動喫煙対策の推進を図り、健康プラン21の推進と併せて、市民等の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を目指します。

#### 1 受動喫煙対策の目指す姿

受動喫煙対策の取り組みについて市民等、地域、民間事業者、市の目指す姿を示し、施設管理者と施設を利用する者が共通の目標を持つことで受動喫煙対策を実現しやすいものにします。

##### (1) 市の役割

- ・喫煙や受動喫煙による健康影響についての知識の普及・啓発を行います。
- ・妊産婦やたばこをやめたい人へ、禁煙外来を紹介する等の禁煙支援を行います。
- ・妊産婦や子育て中の人、若い世代への啓発を強化します。
- ・市が設置・管理する施設については原則敷地内禁煙とします。

##### (2) 市民等の取り組み

- ・喫煙や受動喫煙による健康への影響について理解を深めます。
- ・喫煙者は、非喫煙者が煙を吸わないように配慮します。
- ・自宅等のプライベートな場所においても家族を含め人のそばではたばこを吸わないように配慮します。
- ・たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。
- ・禁煙挑戦者を応援します。

##### (3) 地域の取り組み

- ・多数の人が集まる空間、特に妊産婦や子どものいる場所での喫煙防止を呼びかけます。
- ・子どもがたばこの煙に近づかないように見守ります。
- ・子どもや妊産婦がたばこの煙にさらされていないか見守ります。

##### (4) 民間事業者の取り組み

- ・禁煙や受動喫煙防止についての情報を提供します。
- ・たばこを吸わない人への配慮や喫煙マナーを呼びかけます。
- ・子どもや妊産婦を含めた多数の人が利用する施設は、改正法に基づき受動喫煙防止に取り組みます。
- ・未成年者がたばこの煙に近づかないように対策をとります。
- ・改正法に基づき快適な職場環境を作り、受動喫煙のない職場にします。
- ・改正法に基づき禁煙、分煙、喫煙可等を明確に表示し、利用する者が受動喫煙を避ける行動をとりにくいように対策をとります。

## 2 市が設置・管理する施設の受動喫煙対策

市が設置・管理する施設の基本方針を定め、各施設管理者が実施する受動喫煙対策の推進を図ります。

### (1) 改正法に加えて原則敷地内禁煙とする施設

第一種施設の原則敷地内禁煙の取り組みに加え、総合運動場、臨海スポーツセンター、袖ヶ浦バスターミナルや公園等の第一種施設以外の市が設置・管理する施設についても原則敷地内禁煙とします。

### (2) 特定屋外喫煙場所の設置の条件

市が設置・管理する施設において、特定屋外喫煙場所を設ける場合は、次の条件を満たす場合に限ります。

ただし、最終目標としては敷地内禁煙を目指すものとします。

#### ①適切な場所に特定屋外喫煙場所を設置できること

施設を利用する者が通常立ち入らない場所であって、近隣の建物に隣接することがない場所に特定屋外喫煙場所を設置できること。

#### ②施設管理上の事情等により敷地内禁煙とすることが極めて困難な場合

次の例のような場合などが、敷地内禁煙とすることが極めて困難な場合となります。

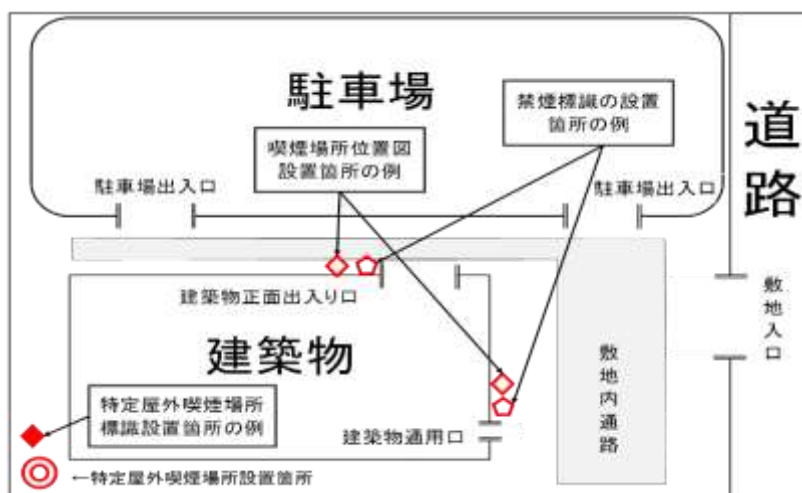
(例) 市民の利用が多い施設で、かつ一度に多数の喫煙者の利用が見込まれる施設であり、敷地内禁煙とした場合、敷地外等の不特定多数の場所で同時に喫煙が行われ、かえって市民等の受動喫煙のリスクが高まる恐れがあること。

このことに併せて、特定屋外喫煙場所を設けて喫煙場所を指定することで、無秩序な喫煙を止め、市民等の受動喫煙のリスクを抑えることができる場合。

#### ③標識等と併せて特定屋外喫煙場所の位置図を掲示すること

特定屋外喫煙場所標識の設置に加えて、施設の入口等のわかりやすい場所に喫煙場所の位置図を掲示し、受動喫煙を望まない来場者に対する周知を行うこと。

#### 【位置図の例】





#### 第4 その他

##### 1 実施時期

改正法の全面施行日である令和2年4月1日に向けて順次実施します。

##### 2 その他

この基本方針は、法令や社会状況等に応じて、適宜見直しを行うものとします。